

説明責任

■ 目的

説明責任は、マイナンバーを含む個人情報を正しく収集（提供）することを目的とした対応です。

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者の義務として、個人情報の取得に際してその利用目的を通知や公表すること（説明責任）が、明確に定められています。（個人情報保護法第18条（取得に際しての利用目的の通知等））

それに対して、マイナンバー法では、法律条文では説明責任の言及はされていないものの、マイナンバーを含む特定個人情報の利用目的や範囲（「社会保障」「税」「災害対策」の法律で定められた範囲での「収集」「利用」「保管」「提供」）が制限されており、それ以外の目的（従業員管理や顧客管理など）では扱えない（仮に、本人の同意があった場合でも不可）という特殊な条件があるため、取得する側と提供する側でその目的や条件を確認し、共有する必要があります。そのため、取得する側の義務として、利用目的や範囲を特定して通知または公表することが必須となりますので、実質的な説明責任を果たすことが求められています。

利用目的や範囲等を当事者間で確認するという行為は、契約行為に似た意味を持ちます。契約行為は、当事者同士の意思表示を合致させるための手段であり、何か問題が起こった場合に、お互いの責任を明確にし、円満な解決を図るための事前の約束事です。

もし、個人情報を収集する際に、その利用目的や範囲等の説明や確認がされていない場合、正しく利用されているかどうか誰が保障してくれるのでしょうか。

万が一、何か問題が起こったところで、そんなはずではなかった、そんなつもりでなかっただけで通用する話ではありません。

そんなリスクを未然に回避するためにも、取得と提供を行う当事者間で目的等を確認し共有を図ることが必要であり、まずは取得する側のアクションとして、その利用目的や範囲等を特定して正しく通知（説明）することが必要なのです。

説明責任では、以下の2点の要件を満たす対応を行う必要があります。

※ 提供する側の責任については、本章末に別に解説しています。

- 利用目的や範囲を正しく通知する
- （特定個人情報の場合）取得の条件に該当しているか確認し、通知する

参考) 個人情報保護法の改正の影響について

「説明責任」は、「マイナンバー法」では条文としては明記されておらず、またその上位の「個人情報保護法」には記載はあるものの、その適用を受ける対象は「個人情報取扱事業者」であり、個人情報の取扱件数5,000件未満等の場合は「個人情報取扱事業者」でないために法律の適用対象にあたらなため、定義が曖昧でした。

しかし、平成27年9月に「個人情報保護法」の改正案が成立し、近い将来、個人情報の取扱5,000件未満の事業者でも法律が適用されることとなりましたので、「マイナンバー法」との適用範囲の差が無くなります。

それを受けて、個人情報を1件でも扱う事業者は「個人情報取扱事業者」となり、マイナンバー法では明記されていなかった説明責任についても、明確に「個人情報保護法」(個人情報保護法第18条(取得に際しての利用目的の通知等))が適用されることとなります。

求められる要件と手法

1 利用目的や範囲を正しく通知する

通知の手段としては、個別説明や公表、契約等の方法がありますが、説明責任を果たすためには、口頭ではなく明文化することをお勧めします。

また、個人情報保護法を踏まえると、目的外利用(業務範囲の拡大等で、当初通知の内容に変更があった場合)や第三者への業務委託を行う場合は、提供元の同意が必要となりますので、その要件の記載や同意の方法について記載しておいてください。もし収集時に詳細が決まっていない場合は、事前に決定時の通知や公表・同意の方法についても明らかにしておくことで、のちの対応で慌てる必要はなくなります。

マイナンバーについては、その利用目的や範囲は、「税の申告業務で利用する」だけでなく、より具体的に「年末調整業務」や「源泉徴収業務」等の具体的な業務の内容や、その利用範囲(第三者委託も含む)を特定した記載とすることが必要です。

なお、マイナンバーの利用目的についても、複数をもとめて通知または公表してもよいとされています。

ただし、利用目的や範囲はより具体的に「特定」することが求められているため、むやみやたらに業務を並べることは適切ではありません。業務の現状把握を行ったうえで、マイナンバーを扱う必要のある業務の特定、または近い将来行うであろう業務の特定を行ったうえで、通知もしくは公表を行ってください。

2 (特定個人情報の場合) 取得の条件に該当しているか確認し、通知する

事業会社や金融機関が提出する法定調書（支払調書）は、その調書の種類や取引内容の額に応じて提出義務対象の条件（※）が異なりますので、取得するには注意が必要です。

例えば、法定調書（支払調書）を作成する目的でマイナンバーを集める場合、支払や取引対象者すべてから無条件に集めてしまうと、法定調書（支払調書）の提出義務の条件に満たないものは結果的に利用しないため、取得する側は目的外収集、提供する側は目的外提供、というマイナンバー法を逸脱した事故になりかねない可能性が考えられます。なお、法定調書（支払調書）の提出義務対象の条件は、対象の調書の種類や取引内容の「その年中の支払金額の合計額（※）」によって決まりますから、マイナンバーを含めた特定個人情報の取得依頼を行う場合は、事前にその条件に該当しているかどうかを管理表等で確認できる仕組みを入れると良いでしょう。

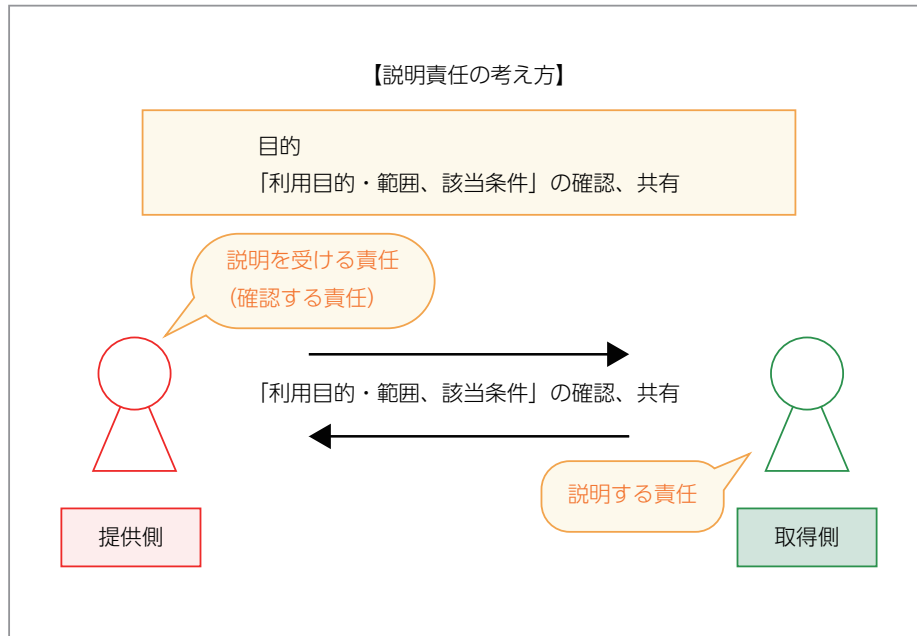
※ 税理士等が顧問先から受ける報酬やセミナー等の講演料などの支払調書（報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書）は5万円（その年中の支払金額の合計額）、不動産の使用料等の支払調書（不動産の使用料等の支払調書）は15万円（その年中の支払金額の合計額）など、法定調書（支払調書）の種類やその個別の取引内容によって提出義務となる額の条件が異なります。

追加解説

「提供する側には『説明を受ける責任』（確認する責任）があります！」

ここから、マイナンバーを提供する側の立場について、もう少し詳しく解説させていただきます。

マイナンバー法では、「提供の制限」（マイナンバー法第19条）により、マイナンバーを含む特定個人情報を提供する場合において、提供する側の立場で、適切かどうかを確認することが求められています。これは、「説明を受ける責任」（確認する責任）と考えてください。



今後、マイナンバーを含む特定個人情報は、様々な場面で「提供」する機会が出てきます。主には、従業員が事業者に提供する場合や証券会社や生命保険会社等に提出する場合、税務業務を委託する税理士に提供する場合、法令に基づいて行政機関等や健康保険組合等に提出（申告・申請）する場合などがあります。またこれら以外にも、特定個人情報保護委員会や裁判所、警察等の求めに応じて、マイナンバーを含む特定個人情報を「提供」することは、マイナンバー法第19条（特定個人情報の提供の制限）で定める範囲として可能とされています。

このような様々な提供を行う場面があるため、特定個人情報等を安全に管理し守るために、提供する側での「説明を受ける責任」（確認する責任）は大きな意味があります。例えば、あなたが買い物をする際に、あなたのマイナンバーを提示するよう求められたとします。その際、利用目的や用途を確認しないまま、相手方の肩書や立場だけでマイナンバーを提供してしまったら、あなたのマイナンバーはどう利用されるのでしょうか。適切に利用されるのでしたらいいかもしれませんが、買い物をする際にマイナンバーは必要ありません。（※）これは法律に則らない目的外提供にあたってしまいます。また、もしそれが不正に収集する仕組みであったとすると、あなたのマイナンバーは流出してしまって、悪用される恐れすらあります。流出リスクに歯止めをかけることができるのは、提供するときだけです。提供するときは必ず相手に利用目的や範囲等の説明を求め、それが適切であることが確認できてから提供し、もし適切でないなら提

供を拒否しなくてはなりません。

※ 平成27年9月11日現在、消費税の軽減税率の還付にマイナンバーを利用するという財務省案が話題になっていますが、本書ではその話はない前提で記載しています。

わかりやすく個人の例をあげましたが、業務を行っている場合も同じです。ある企業で給与計算業務をアウトソーシングしていたとします。業務の委託にあたり、従業員の給与情報を含めた個人情報を提供する必要がありますが、マイナンバーは必要でしょうか。委託先からマイナンバーを含めた特定個人情報の提示を求められたからといって、マイナンバーまで提示してしまっているのでしょうか。厳密に言うと、給与計算業務自体は、個人番号関係事務ではありません（※）ので、マイナンバーは除いて提供しなくてはなりません。

※ 付帯業務の範囲によっては、個人番号関係事務に含まれます。

マイナンバーを含む特定個人情報を外部に「提供」することは、マイナンバー法第19条（特定個人情報の提供の制限）に記載された場合に限定されます。

→ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編） P27より抜粋

- b 個人番号関係事務実施者からの提供
- c 本人又は代理人からの提供
- d 委託、合併に伴う提供
- f 委員会からの提供の求め
- g 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供
- h 人の生命、身体又は財産の保護のための提供

マイナンバーを提供する場合は、以下の3点要件が満たされているかどうかを意識する必要があります。

- 提供が認められている場合であるか
- 取得する側から利用目的や範囲が説明（通知・公表含む）されているか
- マイナンバーを提供する条件に該当しているかどうか

ただし、この条件をすべて覚えておくことは、専門家でもなければ不可能ですので、条件を明文化し、典型的にチェックできるような仕組みの整備を行うことをお勧めします。